

日本大学豊山中学校学則

令和 2 年 度

日 本 大 学

日本大学豊山中学校学則

昭和29年4月1日制定	昭和60年4月1日施行	平成9年4月1日施行
昭和42年4月1日改正	昭和60年10月18日改正	平成11年10月1日改正
昭和46年4月1日改正	昭和61年4月1日施行	平成12年4月1日施行
昭和49年4月1日改正	昭和61年10月3日改正	平成13年11月2日改正
昭和50年4月1日改正	昭和62年4月1日施行	平成14年4月1日施行
昭和50年10月3日改正	昭和61年11月7日改正	平成15年5月9日改正
昭和51年4月1日施行	昭和62年4月1日施行	平成16年4月1日施行
昭和51年2月6日改正	昭和62年10月2日改正	平成16年3月5日改正
昭和51年4月1日施行	昭和63年4月1日施行	平成16年4月1日施行
昭和51年11月5日改正	昭和63年10月21日改正	平成17年3月4日改正
昭和52年4月1日施行	昭和64年4月1日施行	平成17年4月1日施行
昭和52年11月4日改正	平成元年3月17日改正	平成23年10月7日改正
昭和53年4月1日施行	平成元年4月1日施行	平成24年4月1日施行
昭和53年10月6日改正	平成元年10月6日改正	平成25年1月11日改正
昭和54年4月1日施行	平成2年4月1日施行	平成25年4月1日施行
昭和54年10月5日改正	平成2年10月19日改正	平成26年5月9日改正
昭和55年4月1日施行	平成3年4月1日施行	平成27年4月1日施行
昭和55年11月7日改正	平成3年9月6日改正	平成26年6月13日改正
昭和56年4月1日施行	平成3年10月1日施行	平成27年4月1日施行
昭和56年6月5日改正	平成3年10月18日改正	平成26年12月5日改正
昭和56年4月1日施行	平成4年4月1日施行	平成27年4月1日施行
昭和57年1月22日改正	平成4年10月2日改正	平成27年11月6日改正
昭和57年4月1日施行	平成5年4月1日施行	平成28年4月1日施行
昭和57年11月5日改正	平成5年3月5日改正	平成30年11月2日改正
昭和58年4月1日施行	平成5年4月1日施行	平成31年2月1日改正
昭和58年11月4日改正	平成5年10月1日改正	平成31年4月1日施行
昭和59年4月1日施行	平成6年4月1日施行	令和元年6月7日改正
昭和59年10月5日改正	平成8年10月18日改正	令和2年4月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づく併設型中高一貫校として、その趣旨に従い、日本大学建学の精神に基づき、国家及び社会の有為な形成者としての中等普通教育を施すことを目的とする。

2 前項の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めるものとする。

- A
〔日本大学
令二〕
一
- ① 小学校における教育の成果を更に発展拡充させて、社会人としての必要な資質を養うこと。
 - ② 社会における個人の使命と個性に応じた将来の進路を決定できる一般的、基礎的知識を修得させること。
 - ③ 心身の発達に応じて、豊かな個性の確立に努め、自律の精神と社会連帯の精神に基づく道徳的实践力を培うこと。

(名称)

第2条 本校は、日本大学豊山中学校という。

(位置)

第3条 本校の位置は、東京都文京区大塚五丁目40番10号に置く。

第2章 修業年限・学年・学期及び休業日

(修業年限)

第4条 修業年限は、3年とする。

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は、学年を分けて次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律で休日とされる日

日本大学創立記念日 10月4日

学年始休業日 4月1日から4月5日まで

夏季休業日 7月21日から8月31日まで

冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

学年末休業日 3月21日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

第3章 学級編制及び収容定員

(学級編制及び収容定員)

第8条 本校の学級編制及び収容定員は、次のとおりとする。

学 年	学 級	収 容 定 員
第1学年	6組	240名(男)
第2学年	6組	240名(男)
第3学年	6組	240名(男)

計	18組	720名（男）
---	-----	---------

第4章 教育課程及び授業日時数

（教育課程及び授業日時数）

第9条 本校の教育課程及び授業日時数は、別表（第一）のとおりとし、第7条に定めた休業日以外は、これを授業日とする。

2 前項の教育課程編成に当たっては、あらかじめ日本大学豊山高等学校と協議するものとする。

第5章 学習評価及び卒業等

（学習評価）

第10条 成績は、定期に行う考査と日常の学習状況とを総合して判定評価する。

（課程修了）

第11条 各学年の課程の修了は、前条の成績に基づき、学年末に校長がこれを認定する。

（卒業）

第12条 本校所定の全課程を修了して、卒業資格を認められた生徒には、卒業証書を授与する。

（原級留置）

第13条 当該学年における所定の教育課程の修了を認定することができなかった生徒については、原級にとどめおくことがある。

第6章 入学・退学・転学及び休学等

（学籍に関する用語の定義及び入学の時期）

第14条 学籍に関する用語の定義は次のとおりとする。

- ① 転入学とは、本校以外の中学校に在籍する者が本校の相当学年に入学すること。
- ② 編入学とは、異なる種類の学校や外国からの帰国者等が、第1学年当初の入学時以外の時期に入学すること。
- ③ 再入学とは、本校を中途退学した者が本校の学年に再び入学すること。
- ④ 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、一定期間修学しないこと。
- ⑤ 復学とは、休学期間満了によって、再び修学のため休学前の学年に復帰すること。

2 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中で転編入学を許可することがある。

(入学資格)

第15条 本校の第1学年に入学することができる者は、小学校を卒業した者又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

(転入学資格)

第16条 本校に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

(編入学資格)

第17条 本校に編入学することができる者は、相当年齢に達し、かつ、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可)

第18条 入学を希望する者に対しては、選抜を行い、校長がこれを許可する。

(出願手続)

第19条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他の必要書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

(入学手続)

第20条 入学の許可を受けた者は、指定の期日までに誓約書その他の書類に入学金、授業料等を添えて、提出しなければならない。

2 前項に定める手続が指定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第21条 生徒が転学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第22条 生徒が退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(休学)

第23条 生徒が休学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、必要書類を添え願い出て許可を受けなければならない。

2 休学期間は、当該年度間とする。

(復学)

第24条 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、必要書類を添え願ひ出て許可を受けなければならない。

(欠席及び出席停止)

第25条 生徒が病気その他やむを得ない理由で欠席するときは、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

2 生徒又はその同居人が感染症にかかり又はそのおそれがあるときは、その生徒に対して出席停止を命ずることがある。

第7章 保護者及び保証人

(保護者)

第26条 保護者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- ① 親権者・後見人
- ② 成年者で独立の生計を営む者

(保証人)

第27条 本校は、保護者のほか独立の生計を営む成年者を保証人として定めることができる。

(保護者及び保証人の変動)

第28条 保護者又は保証人が転居又は氏名を変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、速やかに届け出なければならない。

第8章 教職員

(教職員)

第29条 本校に、次の教職員を置く。

校	長
教	頭
教	諭
養 護 教	諭
司 書 教	諭
事 務 職	員
学 校 医	
学 校 歯 科 医	
学 校 薬 剤 師	

2 校長及び教職員の職務については、日本大学附属高等学校校務分掌等規程の定めるところに準ずる。

第9章 入学検定料・入学金及び授業料等

(入学検定料・入学金及び授業料等)

第30条 入学検定料・入学金及び授業料等の金額については、別に定める(別表第二)。

(納入期日)

第31条 入学検定料・入学金及び授業料等は、所定の期日までに、それぞれ納入しなければならない。

(授業料納入及び減免)

第32条 生徒は、在学中出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別の規定に定めある場合、これを減免することがある。

3 休学及び留学を許可された生徒の、休学及び留学期間中の授業料等の取扱いについては、別に定める。

(滞納)

第33条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を3か月以上滞納した者は、退学させることがある。

(納入金の不還付)

第34条 既納の金員は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、退学の場合は授業料等の一部を別の規定の定めるところにより、返還することがある。

第10章 賞罰

(表彰)

第35条 校長は、次の各号の一に該当する者を表彰することがある。

- ① 学業・品行ともに優れ、他の模範になると認められた者
- ② 顕著な善行又は功績があって、他の模範になると認められた者

(懲戒)

第36条 生徒が本校の諸規則等を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒を行うことがある。

- 2 懲戒は、訓告及び退学とする。
- 3 次の各号の一に該当する者については、退学させることができる。
 - ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - ② 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - ③ 正当な理由がなく出席常でない者
 - ④ 学校の秩序を著しく乱した者
 - ⑤ その他生徒としての本分に著しく反する行為のあった者

(損害賠償)

第37条 故意又は過失により校舎、校有物をき損又は滅失した者には、その全部又は一部を賠償させることがある。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から、これを施行する。
- 2 第9条に規定する教育課程は、平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

別表（第一）

教 育 課 程

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	計
国 語	140	140	140	420
社 会	105	140	140	385
数 学	200	210	210	620
理 科	140	140	140	420
音 楽	45	35	35	115
美 術	45	35	35	115
保 健 体 育	105	105	105	315
技 術 ・ 家 庭	70	70	35	175
英 語	200	175	210	585
道 徳	35	35	35	105
特 別 活 動	35	35	35	105
総合的な学習の時間	70	70	70	210
総 授 業 時 数	1,190	1,190	1,190	3,570

〔注〕年間総授業数で表記

- (1) 第3学年の数学に、高等学校の数学Ⅰ及び数学Aの学習内容の一部を含む。
- (2) 第3学年の英語に、高等学校のコミュニケーション英語Ⅰ及び英語表現Ⅰの内容の一部を含む。

別表（第二）

第30条に定める入学検定料・入学金及び授業料等の金額は下記のとおりとする。

（単位 円）

項 目	金 額
授 業 料	年 額 480,000
入 学 金	230,000
実 験 実 習 料	1 年 生 6,000
施 設 設 備 資 金	年 額 192,000
図 書 費	年 額 2,500
厚 生 費	年 額 12,000
入 学 検 定 料	25,000

- (注) 1 入学検定料については、令和2年度の受験生から適用する。
- 2 授業料については、令和元年度入学生から適用することとし、平成30年度以前に入学した生徒については、450,000円とする。
- 3 施設設備資金については、令和元年度入学生から適用することとし、平成30年度以前に入学した生徒については、150,000円とする。

